厚生労働省健康局難病対策課長 (公印省略)

「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の 設定について」の一部改正について

平素より厚生労働行政につきまして種々御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

小児慢性特定疾病医療支援の給付(小児慢性特定疾病医療費)に係る公費負担者番号の設定については、「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」(平成26年11月20日付け雇児母発1120第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)により通知しているところですが、山形県山形市、福井県福井市、山梨県甲府市及び大阪府寝屋川市において山形県、福井県、山梨県及び大阪府が行っている上記給付については、平成31年4月1日より新たに中核市となる山形市、福井市、甲府市及び寝屋川市が実施することとなりますので、同市の公費負担者番号を新たに設定し、別添のとおり各都道府県等衛生主管部(局)長宛に通知いたしました。

つきましては、この件につき御了知の上、関係機関に御周知下さいますようお願い申 し上げます。